

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	選挙管理委員会事務局
委託業務名	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査選挙に伴うポスター掲示場設置等業務
委託業務場所	大津市内574箇所
概要	・衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙用ポスター掲示板の作製、設置、管理及び令和8年2月8日の選挙終了後に撤去を行う。
契約期間	契約締結日から令和8年2月27日まで
契約年月日	令和8年1月23日
契約金額	17,124,800円
契約の相手方	[所在地] 大津市浜町9番30号 [名称] 滋賀県広告美術協同組合
契約相手方の選定理由	解散による衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が急遽、令和8年2月8日に執行予定となり、早急にポスター掲示板の資材を調達し、公示日（1月27日）までに設置を完了させる必要があり、競争入札に付す時間がないことから、過去に請負、実績のある当該業者を選定する。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。